

※この法令は廃止されています。

大正九年通信省令第七十五号

船用品検査試験規則

船用品検査試験規則左ノ通定ム

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一条 本令ニ依リ検査又ハ試験ヲ為スヘキ物品ノ種類及検査又ハ試験ノ種別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ別表所定以外ノ船用品ノ検査又ハ試験ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之カ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第二条 本令ニ依ル検査又ハ試験ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ之ヲ行フ但シ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ事務ノ都合ニ依リ別表ニ拘ハラズ検査又ハ試験ノ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第三条 船用品ノ検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ハ検査品又ハ試験品ト共ニ依頼書(第一号書式)ヲ其ノ検査又ハ試験ヲ受ケムトスル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ検査試験手数料ヲ納付スヘシ但シ検査品又ハ試験品ヲ提出シ難キトキハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り該検査品又ハ試験品ノ所在地ニ於テ検査又ハ試験ヲ受クルコトヲ得

第四條 前項但書ニ依リ検査又ハ試験ヲ受クル者ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ノ指定スル所ニ從ヒ当該官吏ノ出張ニ要スル成規ノ旅費ヲ納付スヘシ

第五條 第一項但書ノ規定ニ依リ検査又ハ試験ノ依頼アリタル場合船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ管海官庁ニ囑託シテ検査又ハ試験ヲ行フコトアルヘシ

第六條 船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品若ハ試験品ヲ追加提出セシメ又ハ説明書、仕様書若ハ図面ヲ添付スヘシ

第七條 運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ル検査又ハ試験ヲ依頼シタル船用品ニシテ該規程ニ適合スルモノト認ムルトキハ之ニ別記雛形ノ甲号検印及証明書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ合格証明書(第二号書式)ヲ交付ス

第八條 運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ラザル検査又ハ試験ノ依頼アリタル船用品ニハ別記雛形ノ乙号検印及成績書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ成績書(第三号書式)ヲ交付ス

第九條 検査試験手数料ハ別表ノ定ムル所ニ依ル
 特種ノ品質構造ヲ有スルモノ又ハ検査試験手数料ノ規定ナキモノノ検査試験手数料ハ別表ニ準シ其ノ都度之ヲ定ム其ノ予メ手数料ヲ定メ難キモノニ在リテハ検査又ハ試験終了後之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ検査又ハ試験終了後指定ノ手数料ヲ納付スヘキ旨ヲ依頼書ニ記入セシム

第十條 検査又ハ試験ヲ依頼シタル場合合格証明書又ハ成績書ノ複本若ハ抄本ヲ受ケムトスルトキハ申請書(第四号書式)ヲ其ノ合格証明書又ハ成績書ノ交付ヲ受ケタル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ複本又ハ抄本ノ交付手数料ヲ納付スヘシ

第十一條 船用品合格証明書又ハ船用品検査成績書ノ複本若ハ抄本ノ交付手数料ハ一通ニ付五十円トス

第十二條 手数料ハ凡テ之ニ相当スル収入印紙ヲ手数料納付書(第五号書式)ニ貼附シテ納付スヘシ

第十三條 検査又ハ試験依頼者ハ検査品又ハ試験品ノ運搬其ノ他検査又ハ試験ヲ行フ為特種ノ費用ヲ要スルトキハ之ヲ負担スヘシ

第十四條 検査品又ハ試験品ノ検査又ハ試験中ノ滅失若ハ毀損ニ因ル損害ニ対シテハ賠償ノ責ニ任セス

附則 (大正十一年四月四日通信省令第三号)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (昭和四年六月八日通信省令第二号) 抄
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (昭和七年一月二〇日通信省令第八号)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (昭和十七年二月七日通信省令第二八号) 抄
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (昭和十八年二月一日運輸通信省令第六号) 抄
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (昭和二十年五月一九日運輸省令第一号)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (昭和二十三年一月二〇日総理庁・運輸省令第一号)
 この命令は、公布の日から、これを施行する。
 附則 (昭和二十四年二月二八日運輸省・経済安定本部令第二号) 抄
 この命令は、昭和二十五年一月一日から施行する。
 附則 (昭和二十五年四月一九日運輸省令第二三号) 抄

1	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。			
1	附 則 (昭和三〇年四月一日運輸省令第一三三号) 抄			
1	附 則 (昭和三一年一〇月二〇日運輸省令第五五号) 抄			
3	この省令は、公布の日から施行する。			
1	この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。			
1	附 則 (昭和三七年三月一五日運輸省令第四号) 抄			
1	附 則 (昭和三八年四月一日運輸省令第二〇号) 抄			
1	附 則 (昭和四〇年五月一九日運輸省令第三五号) 抄			
1	附 則 (昭和四〇年八月二六日運輸省令第六一号) 抄			
1	附 則 (昭和四〇年九月一日から施行する。)			
1	附 則 (昭和四八年六月九日運輸省令第二〇号) 抄			
1	附 則 (昭和四八年七月一日から施行する。)			
1	附 則 (昭和四八年二月一四日運輸省令第五〇号) 抄			
1	この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。			
1	附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二二号) 抄			
1	この省令は、公布の日から施行する。			
別記雛形	附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)			
附 則	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。			
附 則	(令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)			
1	この省令は、令和三年一月一日から施行する。			
1	(経過措置)			
2	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。			
1	第一号書式(日本産業規格A列四番)			
(略)	第二号書式(日本産業規格A列四番)			
(略)	第三号書式(日本産業規格A列四番)			
(略)	第四号書式(日本産業規格A列四番)			
(略)	第五号書式(日本産業規格A列四番)			
別表				
物品種別	検査又は試験の種類	適用規格	手数料(単位円)	備考
材料試験機	引張試験機又は圧縮試験機 試験及び検査	船用品試験機試験 規程	ひょう量一トン以下のも ひょう量一トンをこえ五 トン以下のも	六〇〇 七〇〇 別記一号の通り

金属材料試験材	引張試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき	別記四号の通り		
	屈曲試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
金属材料試験材	圧縮試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき	別記三号の通り		
	抗折試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	衝撃試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	衝撃引張試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	硬試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	顕微鏡組織試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	肉眼組織試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	定性分析試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	成分の指定あるとき一成分につき	成分の指定あるとき一成分につき	成分の指定あるとき一成分につき			
	材料試験機検定器	衝撃試験機	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき		一個につき	別記三号の通り
		硬試験機	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき		一個につき	
	衝撃試験片ゲージ	動的指示器	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき		一個につき	別記三号の通り
		静的指示器	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき		一個につき	
	硬試験機用ダイヤモンド圧子	効力試験	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき		一個につき	別記三号の通り
同右		鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
材料試験機検定器	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき	別記三号の通り		
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			
	同右	鋼船構造規程又は船船機関規程(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一個につき	一個につき			

きとるあ定指の分成
〇〇五

管					
押 拡 試 験	圧 潰 試 験	鑄 鋼 製 品 又 は 可 鍛 鑄 鉄 製 品	鋼 製 び よ う		
一 個 に つ き	一 個 に つ き	落 下 試 験 及 び つ ち 打 試 験 並 び に 検 査	打 展 試 験	鍛 鋼 材	
〇 〇	〇 〇				
		右 同	右 同	右 同	きつに分成一
にとご満未のそは又ムラグロキ〇五二個一		〇〇一	〇〇一	右 同	
				にとご満未のそは又ント一個一	
				〇〇一	

可燃性ガス検定器	消防おの	同右	船舶消防設備規則	一個につき	四〇〇	別記四号の通り
	安全灯	同右		一個につき	一〇〇	
消防員器具	防煙ヘルメット	同右		一個につき	八〇〇	別記四号の通り
	防煙マスク	同右		一個につき	八〇〇	
消火器部分品	自蔵式呼吸具	同右	船舶消防設備規則	一個につき	五〇〇	別記二号及び四号の通り
	充てん用具	同右		一個又は一組につき	一〇〇	
消火器	簡易式	同右	船舶消防設備規則	一個につき	三〇〇	別記二号及び四号の通り
	持運び式	同右		一個につき	五〇〇	
消火ホース	移動式	同右		一個につき	八〇〇	別記二号及び四号の通り
	固定式	同右		一個につき	一、〇〇〇	
非常ポンプ	炭酸ガス容器	効力試験	船舶消防設備規則	一個につき	一、〇〇〇	別記四号の通り
	計量気密試験	同右		一個につき	一、〇〇〇	
固定式の消火装置	操作弁	同右		一組につき	三〇〇	別記四号の通り
	手動火災警報装置	同右		一式につき	一、五〇〇	
探知装置	探知装置	同右		一個につき	二〇〇	別記四号の通り
	警報装置	同右		一個につき	一、〇〇〇	
検出器	検出器	同右		一個につき	八〇〇	別記四号の通り
	空気管	同右		一個につき	四〇〇	
電気サーモスタット	電気サーモスタット	同右	船舶消防設備規則	一個につき	二〇〇	別記二号の通り
	同右	同右		一個につき	四〇〇	
落下さん付信号用けん銃	落下さん付信号用けん銃	同右		一個につき	一〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一個につき	四〇〇	
無線電信設備	無線電信設備	同右	船舶救命設備規則	一式につき	三〇〇	別記四号の通り
	持運び式無線装置	同右		一式につき	二、〇〇〇	
救命索発射器に使用する救命索	救命索発射器に使用する救命索	同右		四條又はその未滿ごとに	二、〇〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		四條又はその未滿ごとに	三〇〇	
シール・アンカー	シール・アンカー	同右		一個につき	三〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一個につき	三〇〇	
離脱装置	離脱装置	同右		一式につき	三〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一式につき	五〇〇	
機械推進装置	機械推進装置	同右		一台につき	一、〇〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一台につき	一、〇〇〇	
発動機	発動機	同右		一台につき	一、〇〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一台につき	一、五〇〇	
ダビット	ダビット	同右	船舶救命設備規則	一組につき	一、二〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一組につき	一、五〇〇	
屋間掲揚形象物	屋間掲揚形象物	同右		一個につき	三〇〇	別記四号の通り
	同右	同右		一個につき	三〇〇	

消防員装具部分	清浄かん	同右		一個につき	三〇〇	
品	酸素発生かん	同右		一個につき	三〇〇	
防火構造	酸素容器及び附属品	同右		一個につき	一〇〇	
	防火構造試験材	同右		一個につき	三、〇〇〇	
	防熱材	同右		一個につき	一、五〇〇	
ウインドラス		同右		一台につき	一、五〇〇	
いかり		同右	いかり試験規程	一〇〇キログラム未満のもの一個につき 一〇〇キログラムをこえるもの一個につき 五〇キログラム又はその未満ごとに	五〇	別記九号及び一三号の通り
そう口がい板		同右		一枚につき	二〇〇	別記四号の通り
そう口覆布		同右	そう口覆布試験規程	一枚につき	二〇〇	別記二号の通り
そう口覆布部分	防水布地	同右	同右	一枚につき	二〇〇	別記四号、七号及び一四号の通り
品	防水剤	同右	同右	一個につき	四〇〇	別記四号の通り
げん窓		同右	鋼船構造規程	一個につき	二〇〇	別記二号、四号及び一三号の通り
げん窓部分品	ガラス	同右		一枚につき	二〇〇	別記四号の通り
アンモニア防毒マスク部分品	吸収かん	同右		一個につき	三〇〇	別記二号及び四号の通り
磁気ら針儀	修正装置あるもの	同右		一組につき	一、〇〇〇	別記二号の通り
	修正装置なきもの	同右		一組につき	三〇〇	
磁気ら針儀部分品	修正装置付架台	同右		一個につき	三〇〇	
	傾針儀	同右		一個につき	七〇〇	
	水平指力計	同右		一個につき	二〇〇	
	偏針儀	同右		一個につき	二〇〇	
測鉛		同右		一個につき	二〇〇	別記四号の通り
測深機械		同右		一台につき	一、〇〇〇	
測程機械		同右		一組につき	五〇〇	別記一五号の通り
六分儀		同右		一個につき	七〇〇	
気圧計		同右		一個につき	五〇〇	
テレグラフ	単式	同右		一組につき	五〇〇	別記一五号の通り
	複式	同右		一組につき	八〇〇	
だ角指示器		同右		一組につき	五〇〇	
回転速度計		同右		一組につき	一、〇〇〇	
探照灯		同右		一個につき	一、〇〇〇	
耐爆灯		同右		一個につき	一、五〇〇	別記四号の通り
船用電球		同右		一個につき	三〇〇	
塗料	一般塗料	同右		一種につき	五〇〇	
	船底塗料	同右		一種につき	一、三〇〇	

耐火塗料	同右	一種につき	七〇〇
<p>備考一 ひよう量二種以上を有する試験器については、最大ひよう量に対する手数料に、最大ひよう量以外の各ひよう量に対する手数料の三割を加算する。</p> <p>備考二 次の表上欄に掲げる物品については検査又は試験を行う場合において、同表下欄に掲げる部分品又は附属品が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経ないものであるときは、そのものに対する規定の手数料を加算する。</p>	<p>硬試験機</p> <p>船灯</p> <p>信号装置</p> <p>国際信号旗</p> <p>落下さん付信号</p> <p>救命索発射器</p> <p>火災探知装置</p> <p>消火器</p> <p>自蔵式呼吸具</p> <p>そう口覆布</p> <p>げん窓</p> <p>アンモニヤ防毒マスク</p> <p>磁気ら針儀</p>	<p>無色透鏡、無色円筒形ガラス、無色なつめ形ガラス、無色球形ガラス、着色円筒形ガラス、着色そう入ガラス</p> <p>水密格納箱</p> <p>各色ごとの布地</p> <p>落下さん付信号けん銃</p> <p>救命索、ロケット又は弾丸</p> <p>電気サーモスタツト、空気管、検出器、警報装置、探知装置、手動火災警報装置</p> <p>消火剤、充てん用具</p> <p>清浄かん、酸素発生かん</p> <p>防水布地</p> <p>ガラス</p> <p>吸収かん</p> <p>予備の羅盆、傾針儀、水平指力計、偏針儀</p>	<p>三 引張又は圧縮のいずれかについて検査試験を行う場合には本表に掲げる額とし、引張及び圧縮を合せて検査試験を行う場合には本表に掲げる額にその五割を加算する。</p> <p>四 当該試験品が試験のため損傷又は消耗を伴うものであつて、別に試験品を提出せしめたものについては、手数料算定の個数より除外する。</p> <p>五 再試験手数料は、本表に掲げる額の二割とする。</p> <p>六 一条の長さ二〇メートルをこえる場合には、こえる長さ二〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。</p> <p>七 一枚の長さ五〇メートルをこえる場合には、こえる長さ五〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。</p> <p>八 同一種類のもの二五個以内を連結したものは、これを一個とみなす。</p> <p>九 所定の試験荷重をこえる荷重を加えてけん引試験を行う場合には、本表に掲げる額に、こえる荷重一トン又はその未滿ごとに一〇円を加算する。</p> <p>一〇 フック又はシャツクルが附属したものについて連結したままけん引試験を同時に行う場合には、フック又はシャツクルについては手数料をとらない。</p> <p>一一 再試験手数料は、本表に掲げる額の半額とする。</p> <p>一二 古品については、本表に掲げる額にその五割を加算する。</p> <p>一三 金属材料試験材の試験をあわせて行う場合には、その試験に対する規定の手数料を加算する。</p> <p>一四 布地が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経たものであるときは、一枚につき一〇〇円とする。</p> <p>一五 二個以上の受信器を有するものについては、増設した受信器一個につき、本表に掲げる額にその二割を加算する。ただし、複式テレグラフが単式受信器を有するものであるときは、受信器二個をもつて一個とみなす。</p>